

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

懲罰の宣告及び戒告文の朗読について	3
再開後の本会議について	1 3

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年6月30日（月） 午後1時07分～午後1時43分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 （7名）	理 事 脇 坂 たつや 理 事 山 田 耕 平 理 事 中 村 康 弘 理 事 田 中 朝 子	理 事 矢 口 やすゆき 理 事 ひわき 岳 理 事 奥 山 たえこ
欠席理事 （1名）	理 事 安 斉 あきら	
理事以外の 出席議員	議 長 木 梨 もりよし	副 議 長 川原口 宏 之
出席理事者	（なし）	
事務局職員	事 務 局 長 秋 吉 誠 吾 議 会 法 務 長 武 士 清 亮 担 当 係 長 担 当 書 記 橘 川 敦 江	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午後 1時07分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、安斉理事より本日は欠席との連絡を受けております。

《懲罰の宣告及び戒告文の朗読について》

脇坂理事 先ほどの本会議において、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件を議題としたところ、田中議員が退場されました。この後予定していた懲罰の宣告及び戒告文の朗読について、どのように対応するかを協議したいと思います。

まずはこのことについて、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 先ほど事務局から田中議員御本人に議場には戻らない意向であると確認しました。また、本会議を暫時休憩した後、議長からも御本人に聞いていただき、議場に戻る意思がないことを改めて確認しました。

既に第2回定例会は、田中議員に懲罰の宣告及び戒告文の朗読を行うために会期延長しており、本日は会期延長後の最終日でございます。6月24日の議運理事会では、これ以上いたずらに会期を延長すべきではないが、懲罰の宣告等の際に本人が不在だった場合には、議運理事会で対応を改めて確認すべきではないかという御意見がございました。議長からは、先日の議運理事会での協議も踏まえ、本人不在のまま懲罰の宣告等を行うことを考えているが、改めて理事の皆様のお考えを確認したいと伺っており、この後の予定について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明を受けまして、この後の予定について協議をしたいと思います。

御意見がある方は御発言をお願いいたします。

奥山理事 この後、議長が宣告をし、そして戒告文を読み上げるという流れではなくて、自治法第137条に基づいて、「会議に欠席した」ということで招状を出すべきだと思います。これが137条に当たるかどうかについて、事務局はそれなりの見解を持っているようですけれども、本日はまさにこのこと、つまり田中ゆうたろう議員、事犯者に対して、戒告文を宣告し、読み上げるという場面であります。そのための会議であります。冒頭だけ本会議に顔を出しただけで、それで出席と考えるのはおかしいと思います。本日の田中ゆうたろう議員の行為は、「正当な理由がなくて会議に欠席した」に当たると思いますので、招状を発すべきだと思います。

事務局次長 その件につきましては、6月24日の理事会でも御説明したとおり、欠席には当たらないということで、招状の要件は満たさないものと考えております。そちらにつ

きましては、市議会議長会のほうにも確認しているところでございます。

奥山理事 だとするならば、この137条は形骸化されていることになりませんか。つまり、私は招状を出すことはできると考えていますけれども、事務局の見解によると、その間隙を縫って、もしくはどこかにバグがあるというふうを考えるならば、そこを捉えて彼が退席をし、そして137条の要件には当たらないとすると、この法文自体がないがしろにされてしまう、ないことになってしまう、それは法律の趣旨としておかしいと思います。

それからあと、こういった場合に、招状を出すことが違法であるというふうな判例などはないと思います。戒告ですので、ないと思います。出していいと思います。出すべきだと私は考えます。出してください。

事務局次長 通常の本会議においても、皆様同じだと思うんですけども、遅参したり、早退したり、そこについては欠席届は出していただいていないような運用をしているところでございます。

山田理事 先ほどの質疑で、招状を出したとしても、法的拘束力のあるものにならないというふうに理解をしているところです。ただ、今回2日目に田中ゆうたろう議員が欠席をしたということは非常に重いものだというふうに考えていますので、席上に御配付していますけれども、田中ゆうたろう議員に警告決議を出したいというふうに提案したいと思います。この提案については、私たちの会派のほか、立憲民主党杉並区議団の皆さん、また、維新・無所属議員団の皆さんと3会派共同で出したいというふうに考えているところです。

案文を朗読させていただいてもよろしいでしょうか。

脇坂理事 はい、どうぞ。

山田理事 二度にわたり懲罰の宣告及び戒告文の朗読を欠席した田中ゆうたろう議員に対する警告決議（案）。

田中ゆうたろう議員は令和7年6月19日、6月30日の二度にわたり、本会議場での議長による懲罰の宣告及び戒告文の朗読を欠席した。

懲罰の宣告及び戒告文の朗読は、令和7年2月19日における田中ゆうたろう議員の行為に対して懲罰動議が提出されたことを受け、懲罰特別委員会での審議を経て、6月19日の本会議において議決されたものである。

6月19日の本会議における懲罰の宣告及び戒告文の朗読に対して、田中ゆうたろう議員は議長の入場の求めにも応じず、入場を拒否する意向を示した。議長からは、懲罰の宣告及び戒告文の朗読は、本人が出席の上で行なうものであり大変遺憾であるとの意向

が示され、会期の延長が図られた結果、全会一致で会期延長が決定された。その後、田中ゆうたろう議員宛に議長名での出席要請も発送されている。

しかし、6月30日の本会議においても、田中ゆうたろう議員は懲罰の宣告及び戒告文の朗読に対して、再度入場を拒否し欠席した。

二度にわたり入場を拒否し欠席したことは、本会議の秩序を乱し規律ある議会運営を蔑ろにする行為であり、秩序を守るべき議員の職責に反するものである。よって、杉並区議会は田中ゆうたろう議員に対し、厳重に注意するとともに議会の品位を保持し、秩序を守るよう警告する。

以上、決議する。

令和7年6月30日。

杉並区議会です。

これについてぜひ他の会派の皆さんも賛同をお願いしたいというふうに思っているところです。

以上です。

脇坂理事 では、ちょっと話の流れが前後してしまいますけれども、山田理事から警告決議の案ということが示されましたので、これについて御意見のある理事はお願いをいたします。

田中（朝）理事 私はこれに名前を連ねる会派として、というのは、私どもの会派は議長会派でございます。この間、議長が出席要請も出し、副議長と一緒に、出るように御本人に何度も言って、今日も確認をしています。にもかかわらず、2度も拒否をしている。そして、さっき議場でも、田中ゆうたろう議員が退席をしようとしたときも、議長は2度にわたって自席にお戻りくださいということをしっかりと注意しています。にもかかわらず、いずれも拒絶するということは、やっぱりこれは杉並区議会としてこのまま、もういいや、何でもいいやというふうにはできないんじゃないかと思います。これが全国の市町村区議会で一つの前例になるとすると、やっぱり杉並区議会が2度にわたる戒告の拒絶に対して何もやらなかった、それをよしとしたということは、私はちょっとおかしい、許されないのではないかなと思いますので、今回はこの警告決議には名前を連ねようというふうに思いましたので、ぜひ皆さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

奥山理事 これは前後しますけれども、先ほど私が自治法第137条に基づいて招状を出すべきであるというふうに発言をしました。それについて事務局からは回答があったんですが、理事の皆さんからどういう意見なのか、つまりまだ決着はついていないと思いま

す。そのことを伺ってから、私はこの警告決議について意見を申し述べたいと思います。お願いします。

脇坂理事 よろしいですか。では、もう一度話の流れを整理して捉えたいというふうに思いますが、そもそもスタートといたしましては、戒告文の朗読についてどうするかということがテーマになっているところでありましたけれども、その際に、まず真っ先に御発言があったのが奥山理事からでございまして、その内容は先ほど述べたとおりであります。それは事務局の見解だけは伺っていたものの、各理事の見解を伺いたいということですね。では、この話を先にもう一度持ってきた上で、その後に、警告決議案については改めて話にしたいと思います。

山田理事 私たちも、会期を延長したということは、田中ゆうたろう議員が懲罰の宣告及び戒告文の朗読に対してしっかりと出席するということを求めているものですので、本来であれば、さらに会期を延長して彼の出席を求めたいという立場ですけれども、今回出席をしたことによって、招状が法的拘束力を持たないというものであった場合は、やはり議長から同じような出席をまた要請するという事になって、いたずらに時間ばかりが延びていくという事態にもなりかねないと思います。彼自身は、恐らくもうずっと同じ態度を取り続けるということになるのであれば、これ以上延ばしても致し方ないというふうに考えているところです。そのために、この警告決議案を出して、彼に対する議会としての態度をしっかりと示したほうがいいというところで提案をしているということです。

以上です。

矢口理事 本日警告決議案が出されましたけれども、前回もお話ししたかもしれませんが、懲罰動議が出されて、杉並区議会で初めてとなる懲罰委員会が開催され、その委員会の中で戒告というふうな決議が決まって、これは重い決議である。それよりも今回の警告決議案に関しては、やっぱり軽い形になりますので、それより重い戒告という決議が決まっている以上、この警告決議案に関しては私どもとしては反対というふうな立場を取らせていただきたいと思います。

1個ちょっと確認なんですけれども、田中ゆうたろう議員が本日出席はされて、戒告を読み上げる際には退席をされたということですが、この退席を止めるような拘束力みたいなものは特に何か決まりとかというのはあるんですか。

事務局次長 議長からもお戻りくださいというふうな発言がありましたけれども、それ以上に何かがあるかというと、一応議長の権限の下に行われたものだというふうな解釈でございます。

矢口理事 そうすると、退席することにおいては、法的な何か拘束力みたいなものはないということであれば、先ほど山田理事がお話ししたように、これは延々と続く可能性があるというところでは、本人が出席して、戒告の朗読の際は退席をされていますけれども、もう会期も延長されているという状況ですので、本人がいない状況ではありますが、議長の名の下にしっかりと戒告文を読み上げて、しっかりそれを伝えるというふうな形で対応すべきではないかなとは考えています。

以上です。

脇坂理事 矢口理事、今のは、招状については何にしても、今の段階ではもうこれ以上は難しい、出すべきではない、そういった中で、議長が本人不在の中でも戒告を読み上げる形という御意見ですよね。警告決議にも併せて反対と。

矢口理事 はい。

中村理事 事務局のほうに確認させていただきます。まず、招状を出すこと云々に関して、137条で定められている招状を出すことができる条件というのをもう一度改めて条文に即して御説明いただけますでしょうか。

事務局次長 欠席議員の懲罰ということで、地方自治法第137条では「普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。」ということで、議員が正当な理由がなくて招状に応じないため、または正当な理由がなくて会議に欠席したためというふうなものが定められているところでございます。

中村理事 欠席ということが条件で、先ほど冒頭御説明がございました本日の本会議に田中ゆうたろう議員は欠席ですか、出席でしょうか、いずれでしょうか。

事務局次長 出席となると思います。

中村理事 分かりました。そういうことであれば難しいかなというのは、私の率直な感想です。

ひわき理事 今の地方自治法第137条に関する御説明に関して、もう少し私も教えていただきたいのですが、正当な理由なく招集に応じないというのは欠席とどのように違うのか、そこを確認させてください。

事務局次長 区長の招集に応じないというふうな趣旨でございます。

ひわき理事 ということは、今回は欠席したということにも、招集ということにも当たらないということになるということですね。

事務局次長 そのとおりだと思います。

ひわき理事 分かりました。今日も田中議員に、退席している最中にも、議長から注意が発せられた状況をやはり受け止めずに、田中ゆうたろう議員が退席してしまったというのは、非常に重いことです。議長の注意を聞かないというこれは非常にけしからぬことだというふうに思っているわけなんです、一方で法的には欠席にも当たらないということで、137条の招状が出せないということなので、やはり前回と同じ形になるのかなというふうに理解しています。前回は議長から改めて出席するような要請が行われた。しかし、それにも今日は当然、従わなかったということなので、これは議会としてきちんと何らかの姿勢を示さなければいけないというふうに思いますので、そういった意味で、私たちの会派もこの警告決議案に名を連ねているところです。

今日来ていない理事の方もいらっしゃいますけれども、そもそも田中ゆうたろう議員が一番最初に事犯者として本会議で机をたたいて大声を上げたときも、議長から注意がされて、その注意が2度行われたにもかかわらず、従わなかったわけですね。ただ、その注意をもって、田中ゆうたろう議員の行為に対しては、議会として一定の態度を示したというふうに理解されていた、そういうふうに考えていらっしゃる会派の方もいらっしゃったと思います。でも、そうした方々にもやはりちょっと考えていただきたいんですが、これだけ議長の注意が何度も行われているにもかかわらず、御本人が全く従う意思がない。これについては、やはりこのままでは私はいけないと思いますので、ぜひこの決議案に乗っていただきたいなというふうに思います。

脇坂理事 まず、進行上の話ですけれども、招状につきましては、奥山理事の御質問に対して、各理事からそういった意見が出されたと思います。最終的に議長の判断になってくると思いますが、今の段階で招状について、改めて議長のほうから見解があれば、今御説明をいただきたいと思います。

木梨議長 事務局から御報告がありましたように、招状については、田中ゆうたろう議員は出席をしていたと、ただ退席をしたということですから、解釈上、招状を出すことは難しいということで、今日、本会議場において、改めさせていただいて、私の出席要請をさせていただいたということですので、その点を御理解いただきたいと思います。

それで、改めて招状を出すということは、そういう見解でございますので、私としては考えておりません。

それから、事務局からありましたように、田中ゆうたろう議員が欠席のまま戒告文は読み上げるという方向で一応考えておりますので、この点もひとつ御理解を賜ればありがたいと思います。

奥山理事 137条の解釈について、事務局と私は相違しておりますが、ただ、地方自治法自体が性善説でつくられている。昭和22年、戦争が終わった後、憲法をつくる頃につくられた法律ですので、非常に理想的でもあり、また性善説です。具体的に言うと、例えば過去、首長が議会を招集するというふうになっていたんですが、それを招集しない首長がいて、1回定例会議が抜けたことがありました。その後、地方自治法を改正して、議会からも定例会議を招集することは求めることができるようになりました。今回の137条も、そういう意味ではバグだったのかもしれませんが。私は到底容認しませんけれども、今、議長からも見解が示されたとおり、それに対して何か言うことはできませんので、それはお受けするしかありません。

ただし、このまま本会議を再開し、宣告をし、そして戒告を読むということであれば、一体杉並区議会は何をしていたんだろうと、本会議の議事録を読んだ方からは、一体何をしていたのか、それを許すのかというふうに見られるかと思います。そういった意味では、どんな方法があるのか分かりませんが、例えば議長が戒告文を読み上げる宣告の前に、何らかの状況の説明でありますとか、遺憾ですという言葉は前回同様に発してくださるのかもしれませんが、それに加えて、状況の説明などをしていただけないものでしょうか。そういったこともお願いしたいと思います。

脇坂理事 では、招状の件につきましては以上となりまして、改めて警告決議案についての議題とさせていただきますけれども、現段階で矢口理事からは反対の意見が示された、また、奥山理事からはそれに関連してということになりますけれども、議長のほうから何らかしらの注意なり遺憾の意を表明することが大切ではないかという御意見があったと思います。加えて、本日、安斉理事が欠席をされているという中で、安斉理事の会派は、議運のメンバーが安斉理事しかいないような状況ですので、代理でどなたかが出席することもかなわないような状況で、全会一致もそういった段階からも難しいところはあるのかなというふうに思っていますけれども、そういった状況下で、もう既に反対の意見が出ているような状況ですけれども、併せて、これについても御意見等があればお願いをしたいと思います。

田中（朝）理事 先ほど矢口理事からこれに反対の理由も承りましたけれども、戒告は非常に重くて、それより警告のほうが軽いというようなことをおっしゃったと思いますが、この警告決議案は、戒告と同様のものではないです。要するに戒告という重いものが決まったのに、その戒告を、再三再四の要請も拒否して、そして2回にわたって拒絶したということに対する警告決議であって、要するに懲罰委員会で決まったこと、事犯者がやったことに対する警告ではないわけですね。なので、ちょっと戒告よりも軽いと

いうことではないかなと、それには当たらないかなというふうには思います。

先ほどもちょっと申し上げたとおり、この間、さっきひわき理事からもありましたけれども、議長が再三再四注意をしていますね。要請もしています。そして、私たちの見えないところで、実際本人と会って、話もしているわけです。それも全部拒絶をしている。議長が本会議場でいろいろ注意をしたり、それから要請したり、議長名でしていることに対して一切聞かないことに関して、杉並区議会として何も言わなくていいのかということです。これはこのままにすると、私も全部議長の言ったことを都合が悪かったら無視してもいいんだよねみたいなことになりかねないんじゃないかなと思いますし、また、繰り返して申し訳ないんですけれども、ほかの様々な議会の前例となるわけです。こんなことめったにないと思いますよ。めったにないと思いますから、前例になるはずだと思います。そこで、区議会としては2度拒絶された、そして議長からもいろいろな要請があったという中で、杉並区議会がそれに対して何ら発言もしなかった、そういうことは、私はちょっと区議会の在り方としてはいかななものかというふうに思いますので、今回は、この決議案に名前を連ねさせていただいたところなんです。

やっぱり議長の権限、私たちは最後は議長の権限ですからということをよく言いますが、要するにそれがほごにされているわけです。やっぱりこれは誰が議長でもこんなことがあってはいけないと思いますし、やはり何のための議長、副議長、また議会なのかということは大きく問われることだと思いますので、もう反対とはおっしゃいましたけれども、ちょっとお考えいただきたいなと思います。

山田理事 交渉会派の理事会で何か決議とか、意見書を出すときは一致をするというところがあると思うんですけれども、例えば今回みたいなケースで、安斉さんとか、1つの会派が欠席している場合、そういう場合はどのように取り扱っていくものなんですか。その点何かルール等があればお聞きしたいと思います。

事務局次長 その取扱いについて、決まったルールはないというふうに考えています。

山田理事 分かりました。その点でいうと、やはり交渉会派が全会一致の下で決議とか意見書を出すというのは非常に重要な、これまで積み上げられてきたものだと思うんです。その点で、1つの会派が反対している、1つの会派はそもそも参加をしていないという状況での取扱いは、やはりそれなりの慎重さを求められるのかなというふうには考えているところです。やはりこういったものについては、全会一致でしっかりと議会として足並みをそろえて前に進めるということが非常に重要になっているというふうに思っているので、残念ながら、そういう点で、全会一致というふうにならないのであれば、これに代わるような、議長としての何かしらの対応というのをやはり求めておきたいとい

うふうに私は思っています。例えば田中ゆうたろう議員に対して、本人がいない下での
嚴重注意という形にはならないと思いますので、嚴重注意をしていただきつつ、例えば
彼に対する注意文を発送するとか、何らかの形に残るものを、議長の対応ができないか
ということをぜひ検討していただきたいというふうに思うのですが、そのあたりはいか
がでしょうか、確認したいと思います。

議事係長 まず、議長の権限としてできることとしては、今回の戒告文がもう決まって議
決されていますので、それをきちんと読む、それに加えたり変更したりすることはでき
ないことになっています。一応予定としましては、本日、本人不在ですので、本会議終
了後、戒告文を御本人宛てに通知する。一応決められた範囲で議長はその執行をきちん
とやるというのが基本かなと思われます。

あとは、前段のところ、休憩前も議長のほうで言われましたけれども、大変遺憾であ
るということは言われていますので、それ以上規定を超えた形で、議長単独で何かしら
表明するということは、こういう決議的なものも今こういう状況ですので、なかなか難
しいのではないかと、何に基づいているのかがちょっと定かでないということになるのか
なと思うところでございます。

以上です。

奥山理事 いや、できないことはないと思いますよ。規定の中でしかできないというんだ
ったら、議長はほとんど活動できませんよ。何か根拠が必要なのであれば、議長の議事
整理権です。2回もやっているんですよ。しかも、区議会だけじゃない。今日は区長た
ち、理事者までわざわざこのために来ていただいている。それで、結局前回と同じよう
に、宣告して、戒告文を読んで終われるはずがないじゃないですか。議長の議事整理権
を侵害したんです。そして区議会全体を愚弄しているんです。そのことに関して議長が
何らかの見解を発するという事は全然おかしいことではありません。むしろそんなこ
とが規定されているほうがおかしい。ほとんどあり得ないことを今回起こしているわけ
ですから、議長にはぜひとも何らかの見解を表していただきたい。本人がいないわけ
ですから、それは口頭になるのか、それともそれを発したことをまた文書にして郵送で送
るのかどうか、それは方法があるかと思います。

矢口理事 まず、先ほど山田理事から全会一致でというお話もありましたのと、田中理事
からも考え直してもらえないか、この警告決議案は前回とは違って、今回2度退席した
ことに対する警告決議案だよというふうなお話をいただきましたので、私からも回答さ
せていただきたいと思いますけれども、そもそもやっぱりこの懲罰動議で出された戒告
というところにひもづいているものではありませんので、大本になる戒告というところが、

私は一番大きなところではあるかなというふうに思います。その中で、前回、そして今回、田中ゆうたろう議員が退席をされたというところは、確かに事実としてあるんですが、先ほど事務局から再三確認させていただいているとおり、本日、田中ゆうたろう議員は出席はしている。ただ、退席はしている。なので、137条の招状なども含めて、退席したことに対しては、その法的拘束力も今回ないということですよね。なので、欠席をしているわけでもなく、言ってみればグレーな部分なのかなというふうにはちょっと思っています。

あと、先ほど奥山理事からも議長の議事整理権を侵害しているんじゃないのかみたいなお話もありましたが、そもそも一番最初は、私も理事会のメンバーでお伝えさせていただきましたが、当時の井口議長が2度にわたって注意をしている、そこで議長の議事整理権の中で注意しているんだから、そこでいいんじゃないのかというのが私どもの意見ではありましたが、いや、それじゃ駄目なんだというところで、21名の方が懲罰動議を出されたわけですね。我々もそれは出された以上は委員会が設置されて、参加しなければいけない、我々も参加してこれまでずっとやってきました。最終的には私たちの会派としては、懲罰動議には反対というふうな立場を取らせていただきましたが、最終的にはそこで戒告というのが決まっているわけですから、その重い懲罰動議の中の戒告という決定に我々は従う。ただ、そこが一番根本になってきますので、それ以外の部分はあまりにも田中ゆうたろう議員が法的に違反しているようなものであれば、また別の処罰とか、対応というものは考えるべきではありますが、現時点では違反しているものではありませんので、私どもの会派としては、戒告というところをしっかりと伝える、それを決議していくということが大事なんじゃないのかなというふうに思います。長くなりましたが、以上です。

脇坂理事 何か議長のほうでもお考えがございましたら。先ほど少し述べていただいたところですけども、改めてあればお願いいたします。

木梨議長 奥山理事から、田中ゆうたろう議員の途中退席、戒告文を読む一步手前に退席と、2度行ったわけでございまして、私も大変重く受け止めておりますが、ただ、議長としてどうするかということにつきましては、議会運営上のことも絡んでおりますので、私自身は、今日も意見が分かれたり、出席されていない理事の方もいらっしゃるということでございますので、今の段階では、この議会運営委員会理事会の状況を、議論をしっかりと受け止めることが大事かなと。ですから、奥山理事のおっしゃったこと、気持ち的には分かりますけれども、かといって、今どうするかということになると、今後、私も発する言葉がこれから本会議場であると思いますが、そういう形で、遺憾の意を表

明しながら進めていければなと思いますので、今後、こういった問題が起こるとも限らない状況でございますから、そのような推移を見ながら、また理事会の議論をやっぱり尊重しながら、私としてはこれから考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

脇坂理事 少し確認ですけれども、この後、本会議を再開するに当たって、議長のほうから遺憾の意も含めたことを発出されるという認識でよろしいでしょうか。

木梨議長 そのような文言も入っているかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

《再開後の本会議について》

脇坂理事 では、この後、再開後の話ということも含めて少し進めていきたいと思いますが、再開するに当たりましては、議長のほうからそういった趣旨の発言をするという前提の下で考えていきたいと思いますが、改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局次長 議運理事会閉会后、本会議を再開。冒頭、議長から田中ゆうたろう議員が議場への再入場を拒否した旨を報告。本人不在のまま、懲罰の宣告及び戒告文の朗読を行うことについて諮り、宣告等を行うことに決定した場合、議長から懲罰の宣告、戒告文を朗読し、懲罰の事案は全て終了。閉会中の継続審査、継続調査を行う予定でございます。

脇坂理事 それでは、ただいまの説明について、何かございますか。

山田理事 先ほどお話ししたとおりなんですけれども、やはり田中ゆうたろう議員がいない状態での遺憾の意だったり、注意という形になってしまいますので、なかなか難しいかもしれないんですけれども、何らかの形で田中ゆうたろう議員本人に議長の発した言葉が伝わるような形での、例えば実際にお会いした上での口頭注意をするとか、そういう文書を発するとか、何らかの手だてを検討していただきたいということを求めていると思います。この対応については議長に一任をしたいと思います。

以上です。

脇坂理事 ほかに何かございますか。——それでは、この件についてはよろしくお願ひいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1 時 4 3 分 閉会)